

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 生涯学習課
委託業務番号	令和5年度 長生第1号
委託業務名称	令和5年度長浜市青少年育成事業委託
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地(生涯学習課内)
業務の概要	本市の青少年育成施策を効果的かつ効率的に実施するとともに、長浜市青少年育成市民会議の活動を支援することにより、青少年を取り巻く大人の意識啓発を通じて青少年の健全な育成を図る。
履行期間	令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月31日
契約年月日	令和5年 4月 1日
契約額(税込)	2,280,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市八幡東町632番地 [商号又は名称] 長浜市青少年育成市民会議 会長 堀川 佳孝
契約相手方の選定理由	長浜市青少年育成市民会議は、市内全域で青少年育成事業に特化して取り組んでおり、市内で唯一の組織であることから代替性がない。また当該分野では専門的知識かつ活動実績を有しており、より有効かつ効率的な事業効果が期待できる。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>